

北海道都市計画審議会運営規約の改正について

北海道建設部まちづくり局都市計画課

令和5年2月9日

1. 都市計画審議会に関する規定

★★★都市計画法一部抜粋★★★

(都道府県都市計画審議会)

第77条 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び都道府県知事の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、都道府県に、都道府県都市計画審議会を置く。

2 都道府県都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

3 **都道府県都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。**



- ・ 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令
- ・ 北海道都市計画審議会条例（以下、「条例」という。）
- ・ 北海道都市計画審議会条例施行規則
- ・ 北海道都市計画審議会運営規約（以下、「運営規約」という。）

① 常務委員会の設置

北海道都市計画審議会（以下、「審議会」という。）には、審議案件のうち軽易なものを審査するため、条例第6条の規定により、常務委員会を設置。

★★★北海道都市計画審議会条例一部抜粋★★★

（常務委員会）

第6条 審議会は、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、審議会の委任を受けて審議会の権限に属する事項で軽易なものを処理する。

3 常務委員会は、会長の指名した委員で組織する。

4 前条の規定は、常務委員会の議事について準用する。

※条例第1条において、北海道都市計画審議会を「（以下、「審議会」という。）」と規定

② 予備審査の実施

審議案件のうち都市計画法に関するものについては、運営規約第3条の規定により、常務委員会で審査するものを除き、予備審査を実施。

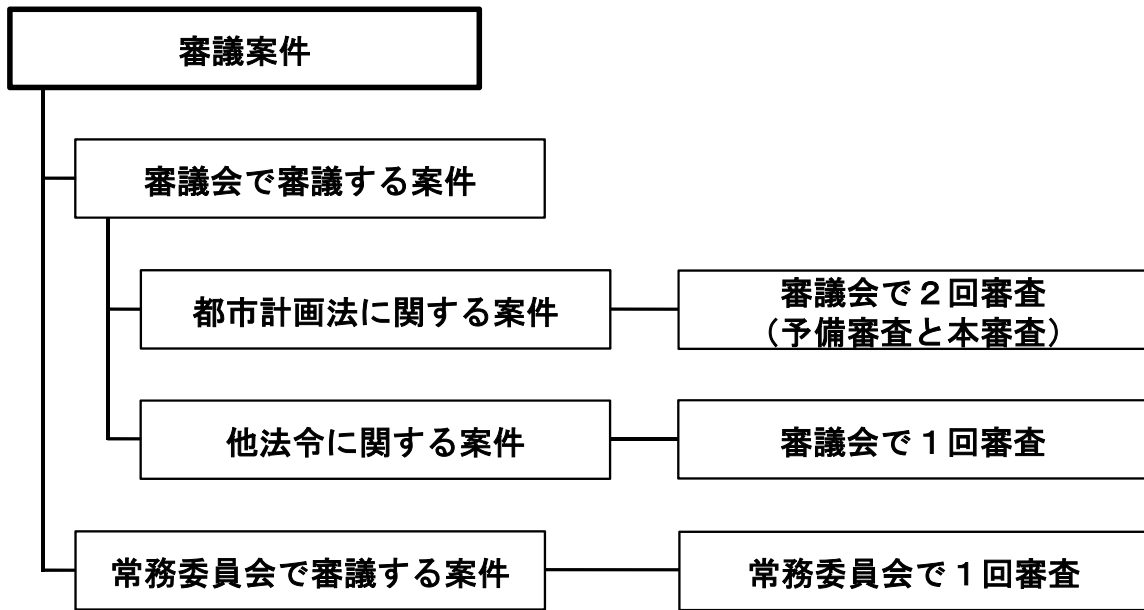
★★★北海道都市計画審議会運営規約一部抜粋★★★

（予備審査）

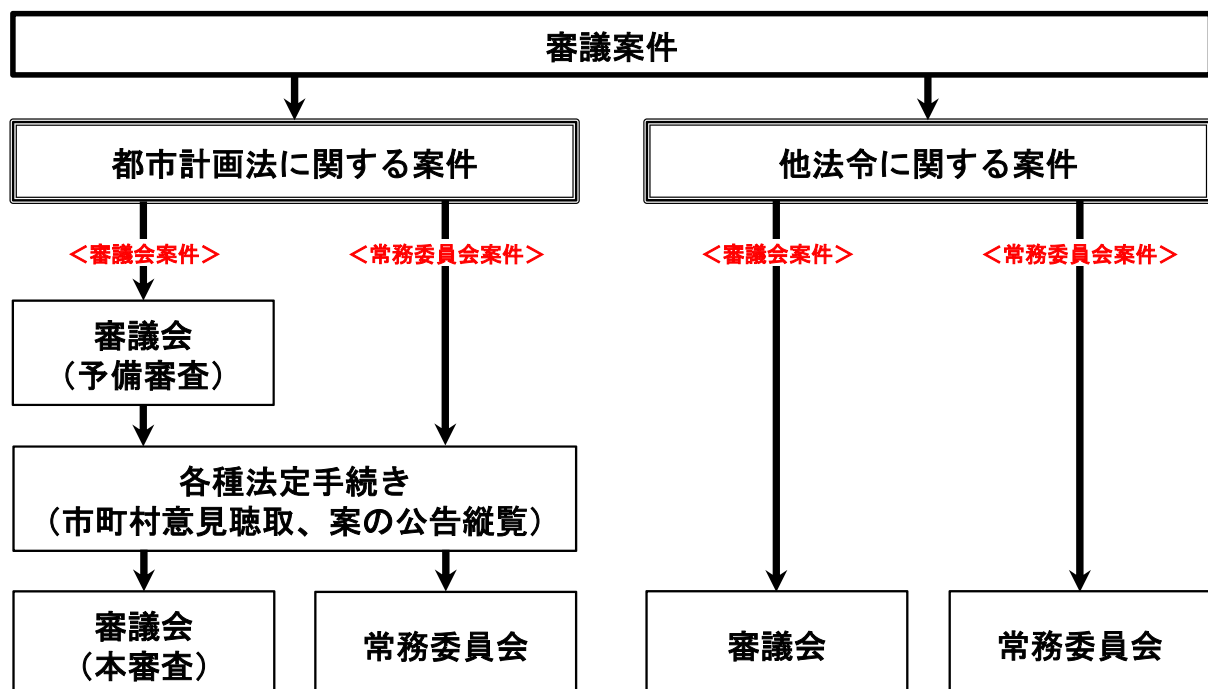
第3条 審議会は、都市計画法の規定によるその権限に属せられた事項（常務委員会で処理する事項を除く）の調査審議においては、審議会の意見を反映した案とするため、原則として、これを議決すべき審議会の会議（これを「本審査」という。）に先立ち、その付議案の素案について調査審議する予備審査を行うものとする。ただし、予備審査はやむを得ないときは、委員、臨時委員及び専門委員の協議会における審査によることができるものとする。

※運営規約第1条において、北海道都市計画審議会を「（以下、「審議会」という。）」と規定

③ 審議区分



④ 審議フロー



3. 常務委員会における審査



① 常務委員会で審査する案件

常務委員会で審査する案件は、運営規約第2条（別紙1）において規定。

★★★北海道都市計画審議会運営規約一部抜粋★★★

（常務委員会）

第2条 北海道都市計画審議会条例第6条第2項に定める常務委員会で処理する事項は、別紙1によるものとする。ただし、常務委員会で処理する事項については、当分の間、審議会で処理することとする。

（別紙1）

（1）道が定める都市計画の決定又は変更で都市施設に関するもの（ただし、国土交通大臣の同意を要するもの及び建築基準法第51条の規定による処理施設のうち別表第2（3）に掲げる事項を除く）

（5）都市計画法第5条の2の規定による準都市計画区域の指定又は変更に関する事項

＜全13項目＞

6

3. 常務委員会における審査



② 現在の常務委員会の取扱い

平成11年の都市計画法改正（平成12年4月1日施行）により、市町村に市町村都市計画審議会を置くことができるようになったため、北海道都市計画審議会での審議件数の減少が見込まれたことから、平成12年7月以降は常務委員会で審査する案件も審議会において審査。

★★★北海道都市計画審議会運営規約一部抜粋★★★

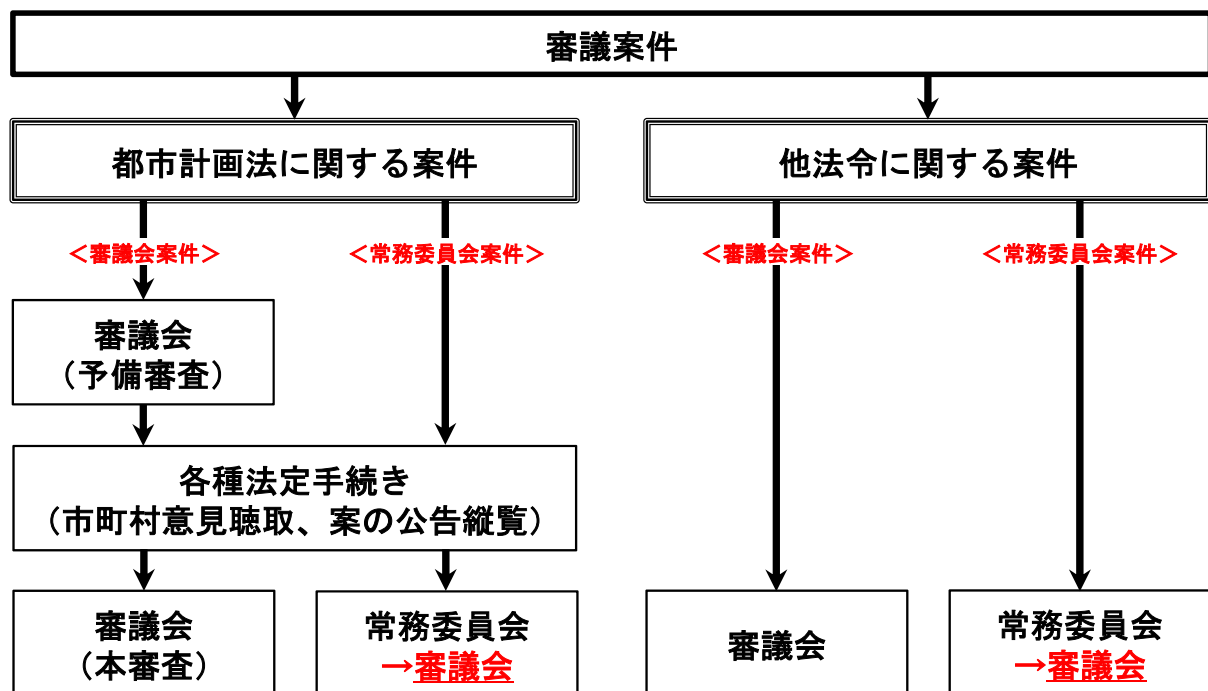
（常務委員会）

第2条 北海道都市計画審議会条例第6条第2項に定める常務委員会で処理する事項は、別紙1によるものとする。ただし、常務委員会で処理する事項については、当分の間、審議会で処理することとする。

7

3. 常務委員会における審査

③ 現在の審議フロー



8

4. 常務委員会に関する規定の改正

① 運営規約の改正の必要性

【都市計画法に関する案件】

- ・ 令和5年度以降、常務委員会案件として、「準都市計画区域の変更」や北海道新幹線の整備に関連する「国土交通大臣の同意が不要である都市施設の決定又は変更」を予定。
- ・ 常務委員会案件は、予備審査を未実施。



- ・ 各種法定手続きに付す案を審議会の意見を反映した案とするために、すべての案件について予備審査を実施することが望ましい。

【他法令に関する案件】

- ・ 常務委員会案件も審議会でも審査することとしているため、審議フローが実態上同じとなっている。



◎以上の事由から、運営規約における常務委員会に関する規定を改正。

9

4. 常務委員会に関する規定の改正

② 運営規約の改正内容

	【改正案】	【改正前】
第2条	北海道都市計画審議会条例第6条第2項に定める常務委員会で処理する事項は、 必要に応じて審議会の議を経て定めるものとする。	北海道都市計画審議会条例第6条第2項に定める常務委員会で処理する事項は、 別紙1によるものとする。ただし、常務委員会で処理する事項については、当分の間、審議会で処理することとする。
第3条	審議会は、都市計画法の規定によるその権限に属せられた事項の調査審議においては、審議会の意見を反映した案とするため、原則として、これを議決すべき審議会の会議（これを「本審査」という。）に先立ち、その付議案の素案について調査審議する予備審査を行うものとする。ただし、予備審査は、やむを得ないときは、委員、臨時委員及び専門委員（以下、「特別委員」という。）の協議会における審査によることができるものとする。	審議会は、都市計画法の規定によるその権限に属せられた事項（ 常務委員会で処理する事項を除く ）の調査審議においては、審議会の意見を反映した案とするため、原則として、これを議決すべき審議会の会議（これを「本審査」という。）に先立ち、その付議案の素案について調査審議する予備審査を行うものとする。ただし、予備審査は、やむを得ないときは、委員、臨時委員及び専門委員（以下、「特別委員」という。）の協議会における審査によることができるものとする。

4. 常務委員会に関する規定の改正

② 運営規約の改正内容

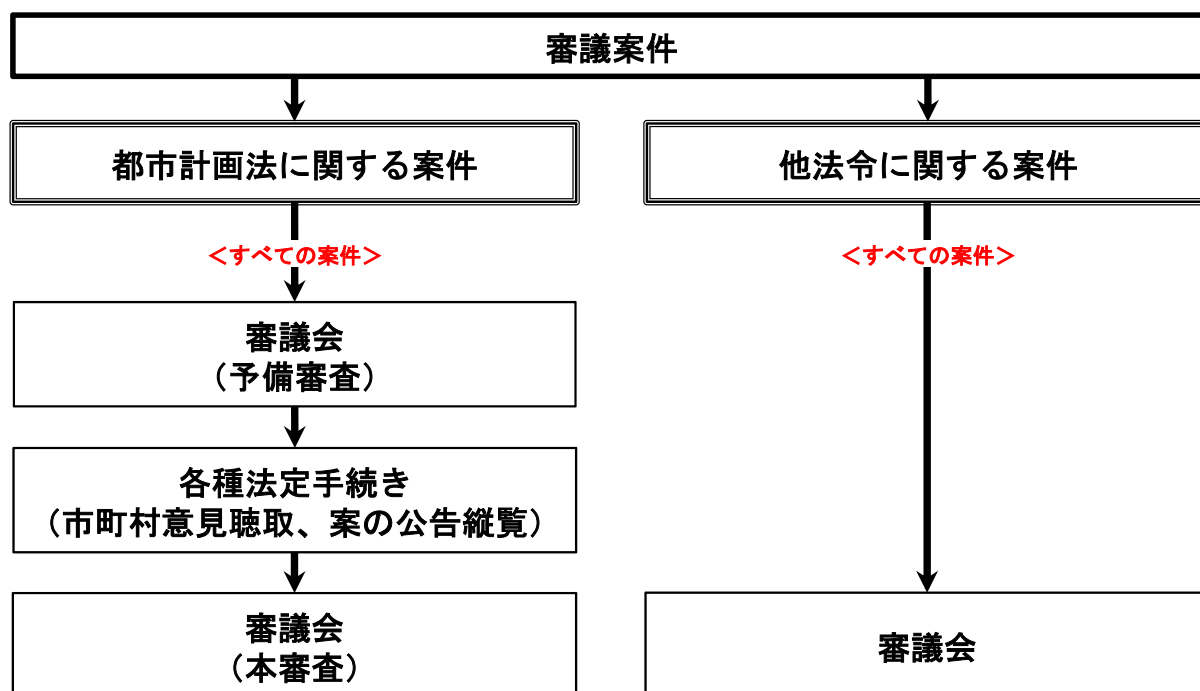
	【改正案】	【改正前】
第7条第3項	審議会の会議の傍聴に係る遵守事項等は、 別紙1 「北海道都市計画審議会傍聴要領」によるものとする。	審議会の会議の傍聴に係る遵守事項等は、 別紙2 「北海道都市計画審議会傍聴要領」によるものとする。
第9条第2項	前項の意見聴取に関して、会長が必要と認めるときには、審議会に諮ってその取り扱い方針を定めることができる。現在、定めている取り扱い方針は、次のとおり。 一 大規模集客施設立地関連の都市計画に係る取り扱い（ 別紙2 、平成21年2月5日第249回会議設置決定、平成24年8月28日第266回改正、令和4年2月3日第307回改正）。	前項の意見聴取に関して、会長が必要と認めるときには、審議会に諮ってその取り扱い方針を定めることができる。現在、定めている取り扱い方針は、次のとおり。 一 大規模集客施設立地関連の都市計画に係る取り扱い（ 別紙3 、平成21年2月5日第249回会議設置決定、平成24年8月28日第266回改正、令和4年2月3日第307回改正）。

※1 「常務委員会で処理する事項」は、当分の間は定めないものとする。

※2 常務委員会に関する規定が、「都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令」及び「北海道都市計画審議会条例」に規定されており、また将来的には都市計画法の改正等により常務委員会で処理する事項を定める必要性が生じる可能性があるため、運営規約に常務委員会に関する規定を残すこととする。

4. 常務委員会に関する規定の改正

③ 運営規約改正後の審議フロー



4. 常務委員会に関する規定の改正

④ 運営規約の改正による審議件数への影響

○近6年の審議会の審議件数

年度	開催回数	審議件数																		
		合計	都市計画法関連												建築基準法関連					
			本審査						予備審査						22条	51条	白地	小計		
			区域	M P	線引	臨港	道路	下水	小計	区域	M P	線引	臨港	道路					下水	小計
平成29年度	5回	17			2	1	4		7			2	1	1		4	1	4	1	6
平成30年度	5回	17			2		7		9			2		1		3		5		5
令和元年度	4回	95	1	37	2	1	3		44	1	37	2	1			41		8	2	10
令和2年度	4回	128		42	8	4	4	6	64		42	8	4	1		55		3	6	9
令和3年度	3回	22			1	1	7	3	12			1	1	5		7		1	2	3
令和4年度	4回	8			1		1		2			1				1		2	3	5

- ※) 区域 : 都市計画区域の変更
 M P : 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
 線引 : 区域区分の変更
 臨港 : 臨港地区の変更
 道路 : 道路の変更
 下水 : 下水道の変更
 22条 : 建築基準法第22条第1項の規定による区域の変更
 51条 : 建築基準法第51条ただし書き許可
 白地 : 用途地域の指定のない区域内の建築物に関する建築基準法の規定に基づく数値の指定

4. 常務委員会に関する規定の改正

④ 運営規約の改正による審議件数への影響

○運営規約を改正した場合の近6年の審議会の審議件数

年度	開催回数	審議件数																		
		合計	都市計画法関連														建築基準法関連			
			本審査							予備審査							22条	51条	白地	小計
			区域	M P	線引	臨港	道路	下水	小計	区域	M P	線引	臨港	道路	下水	小計				
平成29年度	5回	<u>20</u>			2	1	4		7			2	1	<u>4</u>		<u>7</u>	1	4	1	6
平成30年度	5回	<u>23</u>			2		7		9			2		<u>7</u>		<u>9</u>		5		5
令和元年度	4回	<u>98</u>	1	37	2	1	3		44	1	37	2	1	<u>3</u>		<u>44</u>		8	2	10
令和2年度	4回	<u>137</u>		42	8	4	4	6	64		42	8	4	<u>4</u>	<u>6</u>	<u>64</u>		3	6	9
令和3年度	3回	<u>27</u>			1	1	7	3	12			1	1	<u>7</u>	<u>3</u>	<u>12</u>		1	2	3
令和4年度	4回	<u>9</u>			1		1		2			1		<u>1</u>		<u>2</u>		2	3	5

※赤下線～運営規約を改正した場合の変更部分

- 平成29年度 : 予備審査 3件増 (道路3件)
- 平成30年度 : 予備審査 6件増 (道路6件)
- 令和元年度 : 予備審査 3件増 (道路3件)
- 令和 2年度 : 予備審査 9件増 (道路3件、下水道6件)
- 令和 3年度 : 予備審査 5件増 (道路2件、下水道3件)
- 令和 4年度 : 予備審査 1件増 (道路1件)

北海道都市計画審議会運営規約

平成22年10月25日第258回北海道都市計画審議会決定
平成24年 7月18日第265回北海道都市計画審議会決定
平成24年 8月28日第266回北海道都市計画審議会決定
平成26年 2月12日第272回北海道都市計画審議会決定
令和 4年 2月 3日第307回北海道都市計画審議会決定
令和 年 月 日第 回北海道都市計画審議会決定

(趣旨)

第1条 この規約は、北海道都市計画審議会条例施行規則（昭和44年6月14日北海道規則第59号、以下「規則」という）第4条の規定に基づき、北海道都市計画審議会（以下「審議会」という。）の議事その他の運営に関し、必要な事項を定める。

(常務委員会)

第2条 北海道都市計画審議会条例（昭和44年3月31日北海道条例第3号、以下「条例」という。）第6条第2項に定める常務委員会で処理する事項は、必要に応じて審議会の議を経て定めるものとする。

(予備審査)

第3条 審議会は、都市計画法（昭和43年法律第100号、以下「法」という。）の規定によるその権限に属せられた事項の調査審議においては、審議会の意見を反映した案とするため、原則として、これを議決すべき審議会の会議（これを「本審査」という。）に先立ち、その付議案の素案について調査審議する予備審査を行うものとする。ただし、予備審査は、やむを得ないときは、委員、臨時委員及び専門委員（以下、「特別委員」という。）の協議会における審査によることができるものとする。

(小委員会の設置)

第4条 会長が特に必要と認めて指定する案件については、小委員会を設置してこれを調査審議する。

2 小委員会において調査審議する委員及び特別委員は、その調査審議をすべき案件ごとに、審議会の会長（以下「会長」という。）が指名する。

(委員の代理)

第5条 条例第3条第1項に規定する委員のうち、関係行政機関の職員、市町村の長を代表する者の委員は、審議会（常務委員会及び小委員会を含む）の会議（以下、「審議会の会議」という。）に出席ができないときは、その権限を委任して代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者を出席させる場合は、あらかじめ会長に委任状を提出しなければならない。

(審議会の特例)

第6条 審議会は、災害等により参集が困難と判断されるやむを得ない事情がある場合は、会長の承認をもって、ウェブ会議形式及び書面会議形式により開催することができるものとする。この場合において、ウェブ会議形式での開催にあつては、参加した委員は会議に出席したものとみなし、書面会議形式での開催にあつては、委員の署名をもって出席したものとみなすものとする。

(審議会の公開)

第7条 審議会の会議は、原則公開とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、非公開とする。

- 2 審議会の会議の傍聴定員は、概ね10名とする。
- 3 審議会の会議の傍聴に係る遵守事項等は、別紙1「北海道都市計画審議会傍聴要領」によるものとする。
- 4 前各項に定めるほか、審議会の会議の公開に関する事項は、道が定めた「附属機関等の設置及び運営に関する基準」によるものとする。

(議事録)

第8条 道は、次に掲げる事項を記載した審議会の会議の議事録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 開催日時及び開催場所
- 二 出席者
- 三 議題
- 四 発言者及び発言内容

- 2 議事録は、会長が指名した2人の委員が署名する。
- 3 前各項に定めるほか、審議会の会議の議事録に関する事項は、道が定めた「附属機関等の設置及び運営に関する基準」によるものとする。

(審議会への意見聴取)

第9条 道は、法令によりその権限に属せられた事項のほか、都市計画に関して必要があるときは、審議会に対して意見を聞くことができる。

- 2 前項の意見聴取に関して、会長が必要と認めるときには、審議会に諮ってその取り扱い方針を定めることができる。現在、定めている取り扱い方針は、次のとおり。
 - 一 大規模集客施設立地関連の都市計画に係る取り扱い（別紙2、平成21年2月5日第249回会議設置決定、平成24年8月28日第266回改正、令和4年2月3日第307回改正）。

(公印)

第10条 北海道都市計画審議会の公印は、北海道都市計画審議会の会長印とする。

- 2 公印は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に保管する。

附 則

- 1 この規約は、決定日から施行する。
- 2 北海道都市計画審議会条例第6条第2項により常務委員会が処理する事項（平成12年7月27日第204回北海道都市計画地方審議会決定）は、廃止する。
- 3 北海道都市計画地方審議会の運営方法について（昭和46年1月6日第7回北海道都市計画地方審議会決定）は、廃止する。
- 4 北海道都市計画審議会の公開に係る取扱方針（平成16年7月15日第227回北海道都市計画審議会決定）は、廃止する。
- 5 大規模集客施設立地関連の都市計画に係る北海道からの意見聴取に係る取り扱い方針（平成21年2月5日第249回北海道都市計画審議会決定）は、廃止する。

北海道都市計画審議会 傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 北海道都市計画審議会の会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに受付で氏名、住所を記入し、北海道都市計画審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議において、飲食などはできません。
- (3) 会議において、写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、北海道都市計画審議会の会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記 2 のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
おわかりにならないことがあれば係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

大規模集客施設立地関連の都市計画に係る取り扱い方針

1 趣旨

大規模集客施設*は、本道の広域的な都市構造や都市基盤施設に重大な影響を与えるおそれがあることから、大規模集客施設の立地を可能とする都市計画に関する検討は特に慎重に行う必要がある。

このため、北海道が、都市計画決定に際し、法定手続以前の段階においても、都市計画法第77条第1項の規定に基づき、北海道都市計画審議会への意見聴取を行った上での検討を行う意向であることから、北海道都市計画審議会条例施行規則第4条の規定に基づき、この意見聴取についての取り扱いについて定める。

*大規模集客施設：都市計画法で規定される「特定大規模建築物」と同義であり、延べ床面積が1万㎡を超える劇場、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物（建築基準法別表第二（か）項に規定する建築物）を指す。

2 対象

次の都市計画に関する原案を対象とする。

1) 北海道決定関連

市町村が作成する大規模集客施設の立地を可能とする都市計画に関する原案で、法第15条の2第1項の規定により、市町村から北海道あてに案の申し出を行うことが見込まれるもの（以下「申し出原案」という。）。

2) 市町村決定関連

市町村が作成する大規模集客施設の立地を可能とする都市計画に関する原案で、法第19条第3項の規定により、市町村から北海道知事あてに協議を行うことが見込まれるもの（以下「市町村原案」という。）。

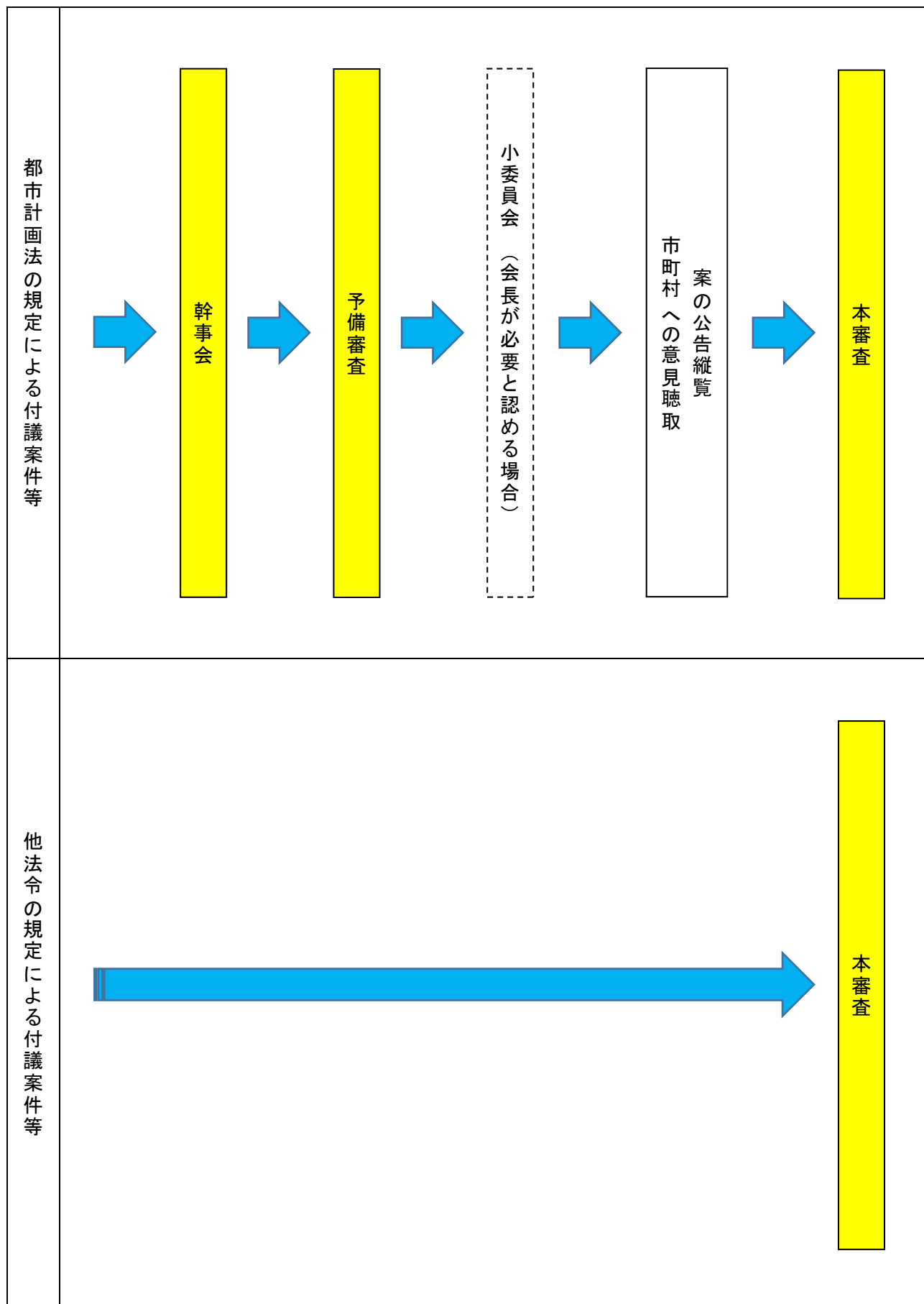
3 意見聴取の方法

北海道は、都市計画決定の法定手続きに先立ち、「申し出原案」又は「市町村原案」の内容について、都市計画上の広域的見地からの支障の有無を判断する（以下「広域的判断」という。）前に、必要に応じて、「申し出原案」又は「市町村原案」に当該判断の案及び判断の根拠となる資料を添えて北海道都市計画審議会に示し、意見を求めることとし、北海道都市計画審議会は、都市計画上の広域的見地から「申し出原案」又は「市町村原案」などについての意見を述べるものとする。

4 意見の取り扱い

北海道は、北海道都市計画審議会からの意見を、「申し出原案」又は「市町村原案」の内容に係る「広域的判断」を行う際の参考とすることとする。

[参考図] 北海道都市計画審議会における審議フロー



北海道都市計画審議会運営規約／新旧対照表

【改正案】	【改正前】	改正概要
<p>北海道都市計画審議会運営規約</p> <p>平成22年10月25日第258回北海道都市計画審議会決定 平成24年7月18日第265回北海道都市計画審議会決定 平成24年8月28日第266回北海道都市計画審議会決定 平成26年2月12日第272回北海道都市計画審議会決定 令和4年2月3日第307回北海道都市計画審議会決定 <u>令和 年 月 日第 回北海道都市計画審議会決定</u></p> <p>(趣旨) 第1条 この規約は、北海道都市計画審議会条例施行規則（昭和44年6月14日北海道規則第59号、以下「規則」という）第4条の規定に基づき、北海道都市計画審議会（以下「審議会」という。）の議事その他の運営に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(常務委員会) 第2条 北海道都市計画審議会条例（昭和44年3月31日北海道条例第3号、以下「条例」という。）第6条第2項に定める常務委員会で処理する事項は、<u>必要に応じて審議会の議を経て定めるものとする。</u></p> <p>(予備審査) 第3条 審議会は、都市計画法（昭和43年法律第100号、以下「法」という。）の規定によるその権限に属せられた事項の調査審議においては、審議会の意見を反映した案とするため、原則として、これを議決すべき審議会の会議（これを「本審査」という。）に先立ち、その付議案の素案について調査審議する予備審査を行うものとする。ただし、予備審査は、やむを得ないときは、委員、臨時委員及び専門委員（以下、「特別委員」という。）の協議会における審査によることができるものとする。</p> <p>(小委員会の設置) 第4条 会長が特に必要と認めて指定する案件については、小委員会を設置してこれを調査審議する。 2 小委員会において調査審議する委員及び特別委員は、その調査審議をすべき案件ごとに、審議会の会長（以下「会長」という。）が指名する。</p> <p>(委員の代理) 第5条 条例第3条第1項に規定する委員のうち、関係行政機関の職員、市町村の長を代表する者の委員は、審議会（常務委員会及び小委員会を含む）の会議（以下、「審議会の会議」という。）に出席ができないときは、その権限を委任して代理者を出席させることができる。 2 前項の代理者を出席させる場合は、あらかじめ会長に委任状を提出しなければならない。</p> <p>(審議会の特例) 第6条 審議会は、災害等により参集が困難と判断されるやむを得ない事情がある場合は、会長の承認をもって、ウェブ会議形式及び書面会議形式により開催することができるものとする。この場合において、ウェブ会議形式での開催にあつては、参加した委員は会議に出席したものとみなし、書面会議形式での開催にあつては、委員の署名をもって出席したものとみなすものとする。</p>	<p>北海道都市計画審議会運営規約</p> <p>平成22年10月25日第258回北海道都市計画審議会決定 平成24年7月18日第265回北海道都市計画審議会決定 平成24年8月28日第266回北海道都市計画審議会決定 平成26年2月12日第272回北海道都市計画審議会決定 令和4年2月3日第307回北海道都市計画審議会決定</p> <p>(趣旨) 第1条 この規約は、北海道都市計画審議会条例施行規則（昭和44年6月14日北海道規則第59号、以下「規則」という）第4条の規定に基づき、北海道都市計画審議会（以下「審議会」という。）の議事その他の運営に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(常務委員会) 第2条 北海道都市計画審議会条例（昭和44年3月31日北海道条例第3号、以下「条例」という。）第6条第2項に定める常務委員会で処理する事項は、<u>別紙1によるものとする。ただし、常務委員会が処理する事項については、当分の間、審議会で処理することとする。</u></p> <p>(予備審査) 第3条 審議会は、都市計画法（昭和43年法律第100号、以下「法」という。）の規定によるその権限に属せられた事項<u>（常務委員会で処理する事項を除く）</u>の調査審議においては、審議会の意見を反映した案とするため、原則として、これを議決すべき審議会の会議（これを「本審査」という。）に先立ち、その付議案の素案について調査審議する予備審査を行うものとする。ただし、予備審査は、やむを得ないときは、委員、臨時委員及び専門委員（以下、「特別委員」という。）の協議会における審査によることができるものとする。</p> <p>(小委員会の設置) 第4条 会長が特に必要と認めて指定する案件については、小委員会を設置してこれを調査審議する。 2 小委員会において調査審議する委員及び特別委員は、その調査審議をすべき案件ごとに、審議会の会長（以下「会長」という。）が指名する。</p> <p>(委員の代理) 第5条 条例第3条第1項に規定する委員のうち、関係行政機関の職員、市町村の長を代表する者の委員は、審議会（常務委員会及び小委員会を含む）の会議（以下、「審議会の会議」という。）に出席ができないときは、その権限を委任して代理者を出席させることができる。 2 前項の代理者を出席させる場合は、あらかじめ会長に委任状を提出しなければならない。</p> <p>(審議会の特例) 第6条 審議会は、災害等により参集が困難と判断されるやむを得ない事情がある場合は、会長の承認をもって、ウェブ会議形式及び書面会議形式により開催することができるものとする。この場合において、ウェブ会議形式での開催にあつては、参加した委員は会議に出席したものとみなし、書面会議形式での開催にあつては、委員の署名をもって出席したものとみなすものとする。</p>	<p>・「常務委員会で処理する事項」の見直しに伴う変更</p> <p>・「常務委員会で処理する事項」の見直しに伴う変更</p>

別紙 1

・「常務委員会で処理する事項」の見直しに伴う別紙の削除

(別表第 1)

- (1) 道が定める都市計画の決定又は変更で都市施設に関するもの（ただし、国土交通大臣の同意を要するもの及び建築基準法第 5 1 条の規定による処理施設のうち、別表第 2 (3)に掲げる事項を除く）
- (2) 市町村が定める都市計画の決定又は変更で都市施設に関するもの（ただし、建築基準法第 5 1 条の規定による処理施設のうち、別表第 2 (1)、(2)に掲げる事項を除く）
- (3) 前 2 号の都市計画の決定又は変更に伴う他の都市施設又は市街地開発事業の変更に
関するもの
- (4) 前 3 号のほか都市計画の変更で名称の変更及び都市計画法施行規則第 1 3 条各号に
掲げるもの又はこれらに準ずるもの
- (5) 都市計画法第 5 条の 2 の規定による準都市計画区域の指定又は変更に関する事項
- (6) 住宅地区改良法第 4 条第 3 項の規定による改良地区の指定の申出に関する事項
- (7) 土地改良法第 1 2 5 条の 2 の規定による土地改良事業計画に関する事項
- (8) 建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号の規定による区域の指定に関する事項
- (9) 建築基準法第 2 2 条第 2 項の規定による区域の指定に関する事項
- (10) 建築基準法第 5 1 条ただし書の規定による卸売市場等の用途に供する特殊建築物の
敷地の位置に関する事項（ただし、建築基準法 5 1 条の規定による処理施設のうち、別
表第 2 に掲げる事項を除く）
- (11) 土地区画整理法第 5 5 条第 3 項（同条第 1 3 項において準用する場合を含む）及び第
4 項（同条第 1 3 項において準用する場合を含む）の規定による意見書の審査に関する
事項
- (12) 土地区画整理法第 6 9 第 3 項及び第 4 項の規定による意見書に関する事項
- (13) 土地区画整理法第 7 1 条の 3 第 6 項の規定による意見書に関する事項

(別表第 2)

- (1) ごみ焼却場
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条に規定するごみ処理施設
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条に規定する産業廃棄物処理施設

北海道都市計画審議会 傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 北海道都市計画審議会の会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに受付で氏名、住所を記入し、北海道都市計画審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議において、飲食などはできません。
- (3) 会議において、写真撮影、録画、録音などはできません。ただし、北海道都市計画審議会の会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記 2 のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。おわかりにならないことがあれば係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

北海道都市計画審議会 傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 北海道都市計画審議会の会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに受付で氏名、住所を記入し、北海道都市計画審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議において、飲食などはできません。
- (3) 会議において、写真撮影、録画、録音などはできません。ただし、北海道都市計画審議会の会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記 2 のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。おわかりにならないことがあれば係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

・改正前の別紙 1 の削除による別紙番号の繰り上げによる変更

大規模集客施設立地関連の都市計画に係る取り扱い方針

1 趣旨

大規模集客施設*は、本道の広域的な都市構造や都市基盤施設に重大な影響を与えるおそれがあることから、大規模集客施設の立地を可能とする都市計画に関する検討は特に慎重に行う必要がある。

このため、北海道が、都市計画決定に際し、法定手続以前の段階においても、都市計画法第77条第1項の規定に基づき、北海道都市計画審議会への意見聴取を行った上での検討を行う意向であることから、北海道都市計画審議会条例施行規則第4条の規定に基づき、この意見聴取についての取り扱いについて定める。

*大規模集客施設：都市計画法で規定される「特定大規模建築物」と同義であり、延べ床面積が1万㎡を超える劇場、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物（建築基準法別表第二（か）項に規定する建築物）を指す。

2 対象

次の都市計画に関する原案を対象とする。

1) 北海道決定関連

市町村が作成する大規模集客施設の立地を可能とする都市計画に関する原案で、法第15条の2第1項の規定により、市町村から北海道あてに案の申し出を行うことが見込まれるもの（以下「申し出原案」という。）。

2) 市町村決定関連

市町村が作成する大規模集客施設の立地を可能とする都市計画に関する原案で、法第19条第3項の規定により、市町村から北海道知事あてに協議を行うことが見込まれるもの（以下「市町村原案」という。）。

3 意見聴取の方法

北海道は、都市計画決定の法定手続に先立ち、「申し出原案」又は「市町村原案」の内容について、都市計画上の広域的見地からの支障の有無を判断する（以下「広域的判断」という。）前に、必要に応じて、「申し出原案」又は「市町村原案」に当該判断の案及び判断の根拠となる資料を添えて北海道都市計画審議会に示し、意見を求めることとし、北海道都市計画審議会は、都市計画上の広域的見地から「申し出原案」又は「市町村原案」などについての意見を述べるものとする。

4 意見の取り扱い

北海道は、北海道都市計画審議会からの意見を、「申し出原案」又は「市町村原案」の内容に係る「広域的判断」を行う際の参考とすることとする。

大規模集客施設立地関連の都市計画に係る取り扱い方針

1 趣旨

大規模集客施設*は、本道の広域的な都市構造や都市基盤施設に重大な影響を与えるおそれがあることから、大規模集客施設の立地を可能とする都市計画に関する検討は特に慎重に行う必要がある。

このため、北海道が、都市計画決定に際し、法定手続以前の段階においても、都市計画法第77条第1項の規定に基づき、北海道都市計画審議会への意見聴取を行った上での検討を行う意向であることから、北海道都市計画審議会条例施行規則第4条の規定に基づき、この意見聴取についての取り扱いについて定める。

*大規模集客施設：都市計画法で規定される「特定大規模建築物」と同義であり、延べ床面積が1万㎡を超える劇場、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物（建築基準法別表第二（か）項に規定する建築物）を指す。

2 対象

次の都市計画に関する原案を対象とする。

1) 北海道決定関連

市町村が作成する大規模集客施設の立地を可能とする都市計画に関する原案で、法第15条の2第1項の規定により、市町村から北海道あてに案の申し出を行うことが見込まれるもの（以下「申し出原案」という。）。

2) 市町村決定関連

市町村が作成する大規模集客施設の立地を可能とする都市計画に関する原案で、法第19条第3項の規定により、市町村から北海道知事あてに協議を行うことが見込まれるもの（以下「市町村原案」という。）。

3 意見聴取の方法

北海道は、都市計画決定の法定手続に先立ち、「申し出原案」又は「市町村原案」の内容について、都市計画上の広域的見地からの支障の有無を判断する（以下「広域的判断」という。）前に、必要に応じて、「申し出原案」又は「市町村原案」に当該判断の案及び判断の根拠となる資料を添えて北海道都市計画審議会に示し、意見を求めることとし、北海道都市計画審議会は、都市計画上の広域的見地から「申し出原案」又は「市町村原案」などについての意見を述べるものとする。

4 意見の取り扱い

北海道は、北海道都市計画審議会からの意見を、「申し出原案」又は「市町村原案」の内容に係る「広域的判断」を行う際の参考とすることとする。

・改正前の別紙1の削除による別紙番号の繰り上げによる変更